

## ローマ共和政期に於けるシキリアの奴隷反乱と大土地所有制

馬場, 典明

<https://doi.org/10.15017/2334023>

---

出版情報 : 史淵. 71, pp.79-103, 1956-12-30. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

## ローマ共和政期に於ける

### シキリアの奴隸反乱と大土地所有制

馬場典明

(一)

紀元前二世紀の中葉以来、散発的な奴隸の騒乱に悩まされていたローマ属領シキリアが前一三五年の秋、遂にスパルタクスの乱と並び称される未曾有の大奴隸反乱の渦中に投ぜられるに至つたことは、普く知られているところである。

Enna 市の Damophilos なる大土地所有者の奴隸に端を発し、同市民 Anthigenes の奴隸でシリア生れの Eunus なる者が指導者となり、みずから「アンティオクス王」と称し、奴隸所有者に対する殺害と掠奪を以て、乱を起した。この間僅か三日にして反乱奴隸の数は四百人から、六千人に達したと言われる。<sup>(註1)</sup> 一方、Enna の約五十マイル西南方の Agrigentum では、Cleo なるシキリア生れの奴隸が、この報に接するや当地の奴隸を統合して乱を起し、同市占拠の後約五千の反徒を率いて Eunus に合流した。<sup>(註2)</sup> かくて彼ら反乱奴隸は各地にローマ軍を破り、その数約二十万を数えるに至り、一三二年 Rupilius によつて鎮圧されるまで、シキリアの殆んど東半分をその手中に収め、実に四年間に及ぶ大奴隸反乱となつた。<sup>(註3)</sup> 然るにこの乱後、約三十年を経た前一〇四年、再び Agrigentum 附近で奴隸反乱が勃発し、Salvius なる奴隸を先頭として、これまた数日を出でずして反徒二万人を数えるに至つた。一方西部シキリアでは、占星術に秀でていたと言われる Athenio なる一奴隸の指導下に反乱が起り、この両者の合流によつて、四年目の一〇一年、ローマ軍

隊によつて鎮圧されるまで、再びシキリア全土は奴隸反乱の渦中に投ぜられ、掠奪の恐怖と不安の中にすぎねばならなかつた。<sup>(註4)</sup>

以上が、スパルタクスの乱と並んで共和政末期の大奴隸反乱とされるシキリア反乱の、ごく大まかな経過である。所で、かくも大きな奴隸の反乱が惹起された基盤は、一体如何なる所にあつたか。要するに、ポエニ戦争以来ローマの一属領として、農業生産にその主力を注いで来たシキリアに、かくも凄惨な事件が惹き起されたことは、明らかに、以来発展し来たつた奴隸制大土地経営の拡大に伴う奴隸制矛盾の激化と、これに加うるに *Damophilos* を始めとする奴隸所有者の奴隸に対する想像を絶する苛酷な取扱いに、その基盤を持つものと考えても良からう。<sup>(註5)</sup> 古代ローマに於て、大規模に展開された古典的奴隸制度が、その反面、既に奴隸の反乱なる基本的矛盾をその中に含まざるを得なかつたことは、改めて述べるまでもない。従つて奴隸反乱はかかる観点から把握するべきであり、事実また *Maschkin* などによつてかく捉えられた。<sup>(註6)</sup> またこのシキリアの奴隸反乱の原因、及び反乱それ自体に関しては、殆んど凡ゆる概説書にさえ取り上げられ、既に一応論じ尽されたかの感がある。然しそれにも拘らず、(1)反乱それ自体がプリーニウスの書簡に見られるように、単なる自己の主人の殺害のみに止まらず、反乱の広範な結合が行われたのは、如何なる基盤の上に立つてであるか。(2)反乱がイタリアに最も接近しているとはいへ、属領、即ちいわば辺境に起り、「而も「王国」を建てるといふ動きを示したことは、古典古代社会の反乱の中で、如何に評価するべきか、等の重要な問題に関しては、まだ充分にその説明が与えられたとは言いがたい。然しこれらの問題の検討は、紙面の都合上殆んど不可能に近く、残念ながら他の機会に譲らざるを得ない。だとすればわれわれにとつて、反乱それ自体の検討以上に重要性をもつ問題は、反乱後奴隸制が如何なる方向をとつたかということにある。古代奴隸制の崩壊期に於てではなく、大土地所有の規模と奴隸制機構の完全さに於てその比を見ないコルメルラの時代を以て、もし仮に古代奴隸制に基く大土地所有制の最発展期と呼び得るならば、前二世紀という、

相当早い時期に起つたと言えるこの奴隷反乱が、それ以後の大土地所有制の発展に何らかの形で相当大きな影響を残したであろうことは、およそ疑いを入れない。然らば具体的に如何なる形に於て、その影響は表れたであろうか。以下かかる観点に立つて、反乱以後の問題に焦点を求め、前後二回に及ぶ奴隷反乱を経て、属領としてローマに貢納せねばならぬという制約された条件の中にあつて、シキリア自体のうちに如何なる大土地所有制の動きが見られるかを追い求め、ひいては古代奴隷制史上、この反乱の演じた役割を、浅学をかえりみず私なりに検討して見たい。然し何分にも史料の豊富ならぬこと、問題の大きいこと、それにまして自己の非力の故に、独断に陥る惧れも多く先学の御叱正を待つて更に一層の努力を続けたいと念願する。

(11)

ポエニ戦争以来、ローマ属領の一つとして農業生産に主力を注いで来たシキリアに、かくも大きな奴隷の反乱が惹き起されたことは、以来発展し来たつた奴隷制大土地所有に対して、著しい影響を与えたであろうことは想像に難くない。

J. Carcopino はこの点につき、次の如き注目すべき見解を提示する。彼によれば「すでにシキリアは概してラティフィディア体制 (régime des latifundia) に従つていた」と考えられ、而もローマがシキリアを征服して以来第一回奴隷反乱に至るまで、ラティフィディアの大部分は牧場として使用されていたといつた<sup>(註1)</sup>。即ち彼によれば、Diodorus の記述を読む時、第一に気づくことは反乱を起した奴隷達は羊飼いであつたといふことである。Darnophilos の奴隷達は彼が Enna の平地に持つていた牛の群の番人であつた。然るに Darnophilos は約四百人、Athenio の主人は三百人の奴隷を所有していたにも拘らず、彼ら奴隷所有者達は土地・奴隷の管理、経営を完全に他人に任せ、而もこれに加えるに、奴隷は半年の間集団で山間地に家畜を追い、主人から完全に分離されていたのであつて、この事は最も恐るべきことであつ

た。かく述べた後 Carcopino はシキリアの土地所有者につき、(1)大土地所有者、(2)自分の畑で自己の労働によつて仕事をなし、穀物を倉庫に保管していた小土地所有者、という二階層を認める。そして「牧畜業者と穀物耕作者は異つた対立する二つの所有者層 (deux classes des propriétaires différentes, antagonistes) を形成し、この二階層について二つの奴隸反乱を比較すれば、牧畜業者階層の没落と耕作者階層の上昇増大とを認めることが出来る」のであつて、反徒が第一回の二十万に対して第二回にはその五分の一、即ち四万人に減少していることは、端的に牧畜業者階層の没落を示すものと考へる。かくて彼は以上の事から、「この(反乱の)必然的結果としてラティフンディアは牧場を犠牲にして穀物耕作に転換せしめられた」として、奴隸反乱を機とした牧畜経営から穀物生産への転換を主張する<sup>(註10)</sup>

属領シキリアの経済状態に關する非常に数少い研究中、これほど明快な見解を述べたものは、私見の限り、これを以て唯一とする。然しそれだけに他面、この見解が果たして妥当なものであるか否かは疑問とせねばなるまい。

奴隸反乱前の状態に關してストラボンは「ローマ支配下にあつて、羊と牛の産業が急速に發展した。というのは、ローマ人は公有地を借り、かつそれを牧場としたからである」と誌し、<sup>(註11)</sup>当時のシキリアに於ける牧畜の盛んな状態を吾々に示している。確かにシキリア産の馬、牛は既にヘレニズム世界にその名を知られていた。<sup>(註12)</sup>なるほど温和な地中海的天候、適度の雨量は牧草を繁らせ、これに加うるに長期にわたるカルタゴとの戦争によつて荒廢した土地の存在が、牧畜に最適の場所を提供したであろうことは疑いない。然しそれだからといつて、Carcopino の如くラティフンディアを以て直ちに牧場であつたと見なすには、あまりにも史料が少い。

Carcopino は「シシリイの大土地所有者の大多数はローマ騎士 (chevaliers romains) から成り、彼等は………カルタゴとの長期にわたる戦乱によつて荒廢した土地を占拠し、且つローマ政府が彼等に与えた公有地を牧羊場や種馬飼育場 (haras) とした」として、<sup>(註13)</sup>ローマ騎士による牧畜を主張する。なるほどこのことは、先きのストラボンの記述の示す

所ではある。<sup>(註14)</sup>然しそれにも拘らず、シキリアに在させるローマ騎士の統計数字を見るに、農業牧畜を営む者のあまりにも少いことに注意せねばなるまい。

姓 名	職 業	住 所	出 典	備 考
L. Flavius		Syracusae	Verr., II, 1, 14; 5, 15	B. C. 二 世紀の半 B. C. 二 世紀の終
M. Annius			Verr., II, 1, 14; 5, 75	
L. Bruttius	農 業	Syracusae	Ad Fam., 13, 38	
M. Modius			Verr., II, 2, 119	
Papinius Patamo		Syracusae	Ibid., 3, 137	
L. Papinius			Ibid., 4, 46	
Cn. Calidius	銀 行 業		Ibid., 4, 43	
C. Flavius			Ad Fam., 13, 31	
C. Matrinus	農業及び牧畜		Verr., II, 3, 60	
Publius		Leontini	Diodorus, 37, 8, 1	
P. Clonius	農 業	Syracusae	Ibid., 36, 4, 11	
Q. Lollius	農 業		Verr., II, 3, 61—62	
Q. Minucius	銀 行 業	Aetna	Ibid., 2, 69	
Q. Septicius	農 業	Syracusae	Ibid., 3, 36	
M. Coelius		Leontini	Ibid., 4, 37	
C. Numitorius		Leontini	Ibid., 5, 163	
M. Petilius		Messana	Ibid., 2, 69	
L. Raecius	銀 行 業	Syracusae	Ibid., 5, 161; 5, 168	
Cn. Sertius		Panhormus	Ibid., 2, 119	
L. Suetonius	銀 行 業		Ibid., 1, 14; 5, 147	
M. Cassutius			Ibid., 3, 97	
P. Scandilius		Syracusae	Ibid., 3, 135—139	

多かつたと言われる前一世紀の中葉、ローマ騎士中農業経営を行う者僅か四名にすぎなかつたという事実から推察する限

ローマ共和政期に於けるシキリアの奴隸反乱と大土地所有制

この表中ローマ騎士にしてシキリアで農業を営む者 (aratores) 乃至牧畜を営む者は計五名であり、全体の約二割にしかならない。而も更に注意すべきは、前二世紀のローマ騎士にして明確に史料に記載のある者は僅かに二名を数え得るに過ぎないことである。いずれにせよ、ウェルレス (Verres) 事件を扱つたキケローの記述に表れた前一世紀のローマ騎士数に比すれば、農業牧畜の面からのみならず、その絶対数に於ても、反乱前シキリア在住のローマ騎士階級の少かつたであろうことはおよそ疑いない。勿論この場合、農業乃至牧畜を営む者で史料に記載されない者が相当数いたであろうことは、当然考慮に入れねばならぬにしても、在住ローマ人の最も

り、反乱前ローマ騎士にして農業乃至牧畜を営む者は更に少かつたであろう。而もストラボンの記述自体どの程度の信頼性があるかも疑問であり、従つて仮にもし彼等全部が牧畜を主体としていたとしても、Carcipinoの如くローマ騎士にして牧畜を営む者が「大土地所有者の大多数」を占めていたとして、これを前面に押出すことはあまりにも危険と言ねばなるまい。

勿論カルタゴとの長期にわたる戦争によつて荒された土地が、多く牧畜に利用されたであろうことは、史料の記載ある所から見て、ここで完全に否定し去ることは出来まい。<sup>(註15)</sup>然し古代著作家をして「この島の土地は大なる価値を持つ。この土地は鋤に豊富な返礼をなす」と言わせ、また「ローマの穀倉」とも呼ばれ、一部を除き平均播種量の四倍しか挙げ得なかつたイタリアに対して、八倍の収穫を挙げ得たシキリアは、<sup>(註16)</sup>十分の一税の他に更に全収穫の二〇%以上を輸出しており、<sup>(註17)</sup>当時サルディニアと共にローマに対する二大穀物供給源の一つであつたことを併せ考えるならば、部分的には牧畜の増大があり得たとしても、当時、大土地経営の主体はやはり穀物生産にあつたと見るべきではなからうか。従つてこの点では牧畜に於て一〇——一五%の増大はあつたにせよ、「彼等(大土地所有者)が穀物、果実を主として生産し続けたことは疑いの余地がない」としたV. M. Scramuzzaの見解の方が、<sup>(註18)</sup>むしろ當を得ていると言えよう。而も、もし反乱を境として牧畜から農耕への転換があつたとすれば、当然そこには穀物生産の増大が見らるべきであるが、私見の限りでは、奴隸の反乱後、穀物の生産高が急激に増大したということを示す史料の記載は全くない。

要するに、奴隸達が主人の殆んど目の及ぶ所で生活する牧畜に比べて、穀物生産は比較的小単位にして、且つ反乱の危険性が緩和されるという重要な問題を含んでおり、奴隸反乱を機とした牧畜から穀物生産への転換というが如き経営様式の変化は、たとえそれが或る程度行われ得たであろうとしても、これを以て奴隸反乱のもたらした一般的な姿であつたとして把えることは殆んど不可能といふべきであらう。事実、Carcipinoの言うが如き明確な形で転換が行われ得な

かつたであろうことは、前一世紀の中葉に於ても尚、「ローマ市民のうち、すぐ近くにあるこの属領で——彼等はこの地をほんの一寸の時間で訪れ、随意に仕事をする事が出来る——収益の多い分野の仕事に携わることにより富裕になつた者が多い。……………彼等は夫々の好みに応じて、或は穀物を生産し、或は牧畜を営んだり、商業を行つた」といふキケローの記述からも端的に示されている。

而もここで重要なことは、Carcopinoによつて提出された問題が、奴隸反乱を通じての牧畜経営から穀物生産への転換と言うような単なる経営上の変化に止まり、シキリア全土をその渦中に投じた奴隸反乱が以後の奴隸制の再構成に如何なる影響を与えたかという点、即ち奴隸制自体の動きに関しては全く論及されていないことである。吾々の課題はこうした単なる経営上の変化の追求にあるのではない。むしろかかるものの背後に存する奴隸制の方向が問題である。

然らば反乱の結果、混乱に陥つた奴隸制は以後如何なる方向に於て、見出されるであろうか。残念ながらこの点に関して明確な記載のある文献は皆無と言わねばならぬ。然し幸いなことに、紀元前七三——七一年のシキリア総督にして苛斂誅求と非道を極めたウェルレス (Verres) に対するキケローの弾劾演説 (Actio in Verrem) が現存し当時のシキリアに於ける土地制度の状態がその中に散見される。従つてこれ以外に殆んど史料を持たぬわれわれに残された道は、このキケローの演説文の検討からこの問題を追求することより他はない。

### (三)

キケローの述べる所に従えば、当時のシキリアに於ける土地所有者として大体次の三つの階層が認められる。(1)三乃至四ユーゲラ程度の土地しか持たない所謂貧農階層。キケローは彼らについて、「僅かに一對の牛しか持たず、休みなく自分の牛で耕す農民についてはどうだ。貴殿 (Verres) がこの地の総督となる以前には、シキリア人の大部分がこの階層



に属していた」<sup>(註2)</sup>と述べ、この階層が圧倒的に多かつたことを示している。(2)五〇——一〇〇ユーゲラ前後の土地を持つ中農階層と言える農民層。「Murgentiaの善良な、且つ尊敬すべき Polemarchus は五〇ユーゲラの土地に十分の一税として七百メディムニー (medimni) を支払わねばならなかつた」<sup>(註3)</sup>。「Menae市の Xenoなる者の妻は五〇ユーゲラの土地を持つていた」<sup>(註4)</sup>と言うが如き例がこれを示すであろう。キケローの記述を通じて、この程度の中農層もまた相当多数存在したことが知られる。(3)大土地所有者の階層。然るにこれについての記載は非常に少く、元老院階級に属する者としては、*Annaeus Broechus, Cassius* の妻。ローマ騎士 *L. Brutius, Q. Lolius, C. Marinus, Q. Sepicius*。ローマ市民として *M. Cottius, P. Cottius* 等<sup>(註5)</sup>の名を挙げ得るにすぎない。而もこれらの大土地所有が、どの程度の規模のものであつたかを明確に示すものとしては、僅かに前四三年、*M. Antonius* が演説法教師 (rhetor) *Sextus Claudius* なる者に、*Leontini* にて、二千ユーゲラの土地を与えたという *Diodorus* の記述一つを数え得るにすぎない。<sup>(註6)</sup>いわんや当時シキリアで大土地所有制がどの程度普及していたかは、具体的には全く不明である。要するに以上を通じて明確にうかがえることは、キケローの演説文中に表れた土地所有者の多くは小・中農民であつたということである。 *Sramuzza* に至つては、キケローに表れた小・中土地所有者の多いことから、「もしこうした土地所有(小・中土地所有)が実際にさうであつた(それほど多かつた)とすれば、ラティフンディアは例外的なものであつたと見なされねばならぬ」<sup>(註7)</sup>と言ふ。確かにキケローの記述の至る所に、ウェルレスの誅求に苦しむユーゲラの土地しか持たない零細農民、或は *Polemarchus* の如く、多くを要求されそれに応ぜぬと法廷に連れ出されたり、または所有地を奪われたりする中農の姿が見出される。勿論その反面、彼の記述それ自体にも問題がある。第一に一方では「*Agrium*の住民達は、貴殿 (*Verres*) が総督となる以前は、富める有能な耕作者 (*aratores*) であつた」と言ひ、<sup>(註8)</sup>また一方では巨大な土地を経営してつた *Nympho* の如き、<sup>(註9)</sup>単に  $\blacktriangle$  *arator*  $\blacktriangledown$  と記される如く、 $\blacktriangle$  *arator*  $\blacktriangledown$  なる語が無差別に使用され、具体

的に如何なる階層を示すかが明確でない場合が多々あること。第二に零細農・中農層が圧倒的に多く述べられていること。ウェルレースの苛斂誅求と非道によつて最も苦しんだのは、大土地経営者よりはむしろ彼ら小・中農民であつたろうことは当然とも言ふべく、而もキケローにとつて、弾劾のためには彼等の姿が最も好適の例となつたであらうと思われ、その故にこそ彼等の姿がかえつて誇張的に取り上げられたのではないかということ。などを当然考慮に入れねばなるまい。然しそれにしても、さきに示した *Nympho* の如きも遂に無一物になるまで掠奪され、而もウェルレースの掠奪の非道はシキリア人のみならず、在住ローマ市民にさえ、換言すれば殆んどシキリア全土に及んでいる。これからすれば大土地所有も相当な被害を蒙つたはずである。然しそれにも拘らずキケローはこの間の事情に関して何ら語つていない。このことは、なるほど大土地所有が当時のシキリアでそれほど多くはなかつたことを物語るものとも考えられる。従つて *Stramuzza* が「ラティフンディアは例外的なもの……」と述べていることも、大土地所有の集中化が著しく見られ始めるに至つた二世紀のイタリアの *Veleia* 及び *Beneventum* で発見せられた文書によると、小・中土地所有者が全体の六〇%以上を占めていた、という事実を併せ考へるならば、<sup>(註3)</sup>或る意味では當を得ているとも言ひ得よう。

しかも又、奴隸反乱前、小・中土地所有者について明確な史料の記載なく、僅かに反乱を起した奴隸達が小土地所有者に対してその矛先きを向けず、彼等に害を与えないようにしたと言われていることから辛うじて彼らの存在を知り得るにすぎないのに対して、<sup>(註4)</sup>前一世紀中葉の彼らに関する豊富な記載。加うるにこれとは逆に、反乱を境として大土地所有者に関する史料が急激に減少し、僅か数人の名前が挙げられているにすぎず、而も経営その他大土地所有の実態面に関する記載が全く見られないということ。従つてここから直ちに判断する限り、なるほど以上の如き諸事情は、反乱に苦しんだ大土地所有者達が新しい危険に怯え、むしろ土地を分割して売り払つたであらうということ、即ち大土地所有から小土地所有への転換、換言すれば、奴隸制否定の方向を示すものと言へるかも知れない。

だが然し、紀元前二世紀という比較的早い時期に起つた奴隸の反乱が、それほど貫徹した姿で奴隸制否定の方向に働きた得たであろうか。大土地所有制の没落を示す史料は、私見の限りでは全く見当らない。そののみか、後に検討するであろうように、普及せる大規模な借地経営の存在は、このことを明らかに否定するであろう。大土地所有制發展の著しい帝政二世紀間に於てすら、小・中土地所有者が圧倒的に多かつたことは、すでに Trajanus 帝時代の Veleia 及び Beneventum 画 Alimentartafel から明らかである。而うして Veleia の記録を見るに、四〇万セーステルティー (HS) 以上の大土地所有者は一〇名で、全体の五二名中僅か二割弱を占めるにすぎない。然るに人数統計からではなく、彼等の占める所有地面積の割合を求めるに、小土地所有者の總所有地価格一、五一八、九二五 HS、中程度のもの三、三六六、一二八 HS に対して大土地所有者のそれは計八、七五三、〇二九 HS。従つてここから計算すれば、大土地所有は全土地の六四・一八%、即ち全所有者中僅か二割弱を占めるにすぎない彼等が、実に全所有地の大半を所有していることが知られる。(註)勿論この場合、この数字には土地の良し悪しや、二—三ユーゲラ程度の零細農民が算入されていないということも当然考慮に入れらるべきではあるが、一応これを以て大体の目安とすることは許されよう。

以上によつて明らかなる如く、二〇%前後の大土地所有者が半分以上の土地を所有しているという事実は、要するに大土地所有の問題が単にその所有者数の少いことのみから云々さるべきでないことを示すものにはかななるまい。従つて二世紀初頭に於てすら大土地所有者が僅かに二割を占めるにすぎなかつた所から見て、キケロー時代のシキリアではその割合が更に少かつたであろうことは自から明らかであろう。然しそれにも拘らず、Veleia に於て彼等の占める所有面積から見る限り、たとえキケロー時代のシキリアで大土地所の發展がそれほど進んでおらず、従つて仮に大土地所有が当時支配的地位を占めるに至つていなかつたとは言ひ得ても、それが例外的なものであつたとは言ひ得ないし、況んや小・中土地所有の圧倒的多数の存在を以て、大土地所有から小土地所有への移行、即ち奴隸反乱に伴う奴隸制否定の方向を推論するこ

とは、早計とも言うべきであらう。

だとすれば、ここで問題となるのは、何故に大土地所有に関する史料が奴隸反乱を境として減少するに至つたかという点である。もし以上の如き状態であつたとすれば、大土地所有に関して当然何らかの形で史料の記載があつたはずである。然るに僅かその名前を記すのみで、経営その他大土地所有の実態面に関する記載がないということは、その背後に何らかの理由があつたと見なければなるまい。然らばその理由とは何か。

ここでまず以て最も注目すべきは、從來全く見られなかつた借地経営（公有地のそれではない）なる新しい形態が、而も非常に発達したものととして、突然史上に登場するという事実である。而もこの場合、大土地経営者として記載あるものの殆んど凡てが、*omne gravus et industrius, diligentissimus ac diligentissimus arator*であつた *Nympho*（<sup>註37</sup>）の如く、賃借形態をとつてゐることに注意せねばならぬ。Varroを通じて *Columella* に至る一・二世紀、穀物生産に於て奴隸制直営地と並んで、イタリア大土地所有制の一根幹にまで発展した零細小作 (*coloni*) に関しては既に周知の事である。然るにここに表れた賃借経営は、広大な面積の耕作を行うものであつて、零細小作ではない。一方又、プリーニウスはその書簡中、彼がイタリアで大規模な小作をさせた例を挙げているが、然しこれは果樹栽培であつて、穀物の場合ではない。<sup>（註38）</sup> イタリアでは穀物生産の場合、その小作が大規模に行われ得なかつたという事情についてはすでに周知のことである。従つてかかる穀物生産の大規模な小作制がシキリアで発展し得たことは、或る意味ではローマ世界に於ける経済発展の地域的性格、換言すれば属領的独自性を示すものと言ふことが出来よう。

キケローによれば *Centuripae* 市の「最も経験に富み、最も誠実な」耕作者であつた *Nympho* が、打穀場からウェルレースの部下によつて七千メディムニーを強奪されたとあるが、今仮にこれが彼の全收穫量であつたとしても、一ユーゲルム当り八メディムニーの平均收穫高<sup>（註39）</sup>から見れば八七五ユーゲラ、それに當時は所有地の五分の二しか実際には耕作され

なかつたといふことを計算に入れれば、<sup>(註35)</sup>その全面積は二一八八ユーゲラ、即ち約五百町歩の広大な土地を彼は賃借してゐたことになる。ここから見れば彼の背後にある大土地所有の規模が如何に大きかつたかもまた自から推察されよう。然るにさきにも述べを如く、Nymphoの如き大土地経営者の殆んど凡てが、賃借人として表われるにも拘らず、その所有者に關してはキケローは全く言及してゐない。また所有者名の明確な場合でも、それがどの程度の広さか、如何なる形で耕作されてゐたかに關しても全く史料の記載はない。要するに賃借経営の場合、その背後に存する大土地所有に關しては何らの記述もなされてゐない。賃借経営の普及と、大土地所有から賃借経営への史料記載の移行。このことは明らかにウエルの記述もなされてゐない。賃借経営の普及と、大土地所有者はその直接的対象とはならなかつたことを示すものと考えられる。その故にこそ大土地所有が殆んど考慮されず、これがキケローの弾劾演説文から大土地所有がその姿を殆んど完全に消すに至つた理由であつたと考へることが出来るのではないか。従つて又、賃借経営の発展と史料記載の移行、このことは歴史の主動力が大土地所有から賃借経営に移行せることを示すものと、或は言い得るかも知れない。

## (四)

キケローの演説文によれば、「Centuripae 市に Nympho なる活動的な、良く働く、而も最も經驗に富む、誠実な耕作者が在る。彼は賃借せる大きな耕地を持つていたが、シキリアでは彼の如き裕福な人でさえ (homines locupletes) かかることを普通に行つてゐる。彼は耕地に莫大な費用をかけ、大規模な施設を以て経営する。然るに彼は不当な取扱いを受け、耕地を荒したのみならずシキリアから逃げ出した」とあり、<sup>(註36)</sup>シキリアに於ける賃借経営の典型的な例が示されてゐる。

Nympho はこの土地から七千メディムニーを奪われて居り、これが全収穫高を示すとしても約五百町歩、従つて實際

にはこれ以上であつたことは疑いなく、まさしくキケローの言う通り広大な耕地 $\blacktriangle$ Arationes magnas $\blacktriangledown$ を経営していたことになる。同様に Palermo 市の Diocles は Segesta 市領内に土地を賃借していたが、<sup>(註2)</sup>キケローによればその十分の一税額は六五四メディムニーであつた。従つてもし税が正確に徴収されたとすれば実際の生産高は六、五四〇メディムニー。耕作面積八一七ユゲラ、総借地面積二、〇四二ユゲラとなり、これまた五百町歩ほどとなる。一方かかる大規模な賃借地に対して、Menaе市の Xeno なる者の妻が五〇ユゲラの土地を持ち、これを一賃借者に貸し与えていた例が示す如く、比較的小規模な賃借経営も見られる。<sup>(註3)</sup>然しかかる例はキケロー文中ただ一つを認め得るにすぎず、その他凡ての場合が大規模な借地形式であつてみれば、小規模賃借経営はそれほど多くはなかつたと見ても差支えはあるまい。

所でかかる賃借経営に於て、その直接生産者は一体誰れであつたか。残念ながらこれに就いてはキケローは言及していない。又賃借経営に言及した Carcopino 及び Scramuzza のいづれも明確な論述を避けている。キケローの演説文中、小・中農民の多数の存在は示されるにも拘らず、零細小作 (coloni, kleinpächter)、或はカトー、ウアルローの農業書に見い出される自由賃銀労働者<sup>(註4)</sup> (operarius, mercenarius, leguli, factores, strictores) の使用された例は全然示されていない。従つて吾々は、賃借経営の場合に於ても、その直接生産はやはり奴隷労働に依存していたと考えるより他はあるまい。だとすれば、ここで吾々は大地所有者―賃借人―零細小作人ではなく、大地所有者―賃借人―奴隷なる系譜を把えることが出来よう。

第二の問題として検討すべきは、かかる賃借経営で奴隷労働を使用するとして、どの程度の利潤が挙げられ得たかという点である。これに就いては既に Scramuzza が前述の Diocles の例から計算しているので、一応これに沿つて考察することにする。<sup>(註5)</sup> Diocles の十分の一税額六五四メディムニーから耕作面積八一七ユゲラ、総借地面積二、〇四二ユゲラを算定した。所がキケローの述べる所によれば、「Palermo 市に Diocles Phimes なる紳士がいる。彼は

Segesta に耕地を持つているが、これは賃借地である。というのは、Segesta 市民以外には自由な私有地を持つことが出来ないからである。彼はこの耕地に対して六千セーステルティーの地代を支払わねばならなかつた<sup>(註40)</sup>といわれる。今仮に当時の平均小麦価格一モディウス<sup>II</sup>三セーステルティー (HS) とすれば<sup>(註41)</sup>、六五四メディムニ<sup>II</sup>三、九二四モディ<sup>I</sup>、従つて十分の一税額は一一、七七二 HS となり、十分の一税と地代を合せれば一七、七七二 HS となる。これを耕作面積に割当てるとユーゲルムの平均負担額は約二一・六 HS。従つてユーゲルム当りの平均収穫高 (四八モディ<sup>I</sup>) 一四四 HS との差額、即ち税、地代を除いた利潤は一二二・四 HS。全耕作面積では九九、八七八 HS。然るに翌年の種子用として一二、二五五 HS (ユーゲルム当り平均五モディ<sup>I</sup>)、それにウェルレスによつて要求された追加税一六、〇〇〇 HS を加えて差引くと、七一、六二二 HS を残すことになる。所で Diocles は、奴隷一人当りの耕作能力八ユーゲラを以てすれば、少くとも一〇二人の奴隷を必要とすることになる。然るに奴隷一人を養うには小麦四八モディ<sup>I</sup> = 一四四 HS、その他葡萄酒、オリ<sup>I</sup>ヴ油等を加えて各奴隷は年間約二八八 HS を必要とする。奴隷全体の消費は大約二九、三九六 HS で、これを差引くと Diocles の手もとには四二、二四五 HS が残ることになる。それ故、その他の諸雑費、施設の費用、家畜の飼料等を計算に入れても尚かなりな利潤を挙げ得た<sup>(註42)</sup>という。

以上 Scramuzza によつて Diocles の挙げ得る利潤を求めた。極めて大まかな計算たることは勿論であるが、或る程度の目安としては役立つ。然しこれがはたしてどの程度の信頼性を持つかは疑問である。第一に考うべきは、奴隷の死亡、老衰、病弱による補充の点にある。共和政期から帝政初期にかけて、奴隷の平均価格は一千デナーリー前後と推定される所から見れば<sup>(註43)</sup>、もし一人の奴隷が死亡すれば Diocles はその補充に対して四千 HS を投ぜねばならぬ。従つて Diocles の賃借経営に於て、奴隷の補充に対して先の計算の中に、想像以上に多額の臨時出費を見込まねばならなかつたであろうことは疑いない。第二に、イタリアの場合収穫がシキリアの半分しかなかつたという点はあるが、穀物生産には

奴隷労働は不向であるとしたコルメルラ。また一日一頭の山羊で一デーナリウスの利を挙げる所から千ユーゲラの土地で千頭の山羊を以て、一日一千デーナリーの利益を得んとして失敗した例(註)から、小規模経営で成功せる事柄も、大経営では失敗する事の多きを指摘したウアルローを併せ考えるに、五百町歩を越える *Dioles* の場合、計算では求められ得ない、大規模経営に伴う出費損失があつたと考えられること。要するに上述の計算は単なる目安としてとどまるにすぎず、多数の奴隷を率いて有利に経営するには、まさしくキケローの述べるが如く、豊富な経験と熱心さを必要とし、期待されるほど多額の収益を得ることは相当困難であつたと思われる。

以上吾々はキケローのウェルレス弾劾演説を中心として、前一世紀のシキリアに於ける土地制度―特に賃借経営につき、判明し得る程度に依じてこれを検討した。而してここから推察し得ることは次の諸点である。

(1) 諸施設を行うのは大土地所有者ではなく、賃借者であつたこと。従つて彼等賃借経営者は、大規模な *instrumentum* を備えるためには、まづもつて多額の資本を必要とすること。

(2) コルメルラがその農業書第一巻七章で、「奴隷は殆んど家畜の世話をしようとはせず、身を入れて土地を耕そうとはしない。……彼等は土地に播いた種子が立派に成長することなどは全く気にかけない。而も穀物を打毀場に持つて来た場合にも、掠め取つたり、投げ棄てたりして、日毎に少くする」と奴隷の不利益性を伝える如く、多数の奴隷を（而も各地に分散したものはなく、一ヶ所に於て巨大な賃借経営を営むのであつてみれば―*Nympho* の場合から明らかならく）使用して有利に経営するには、かなりに高度の技術と熟練、及び経営に対する熱心さを必要とすること。

(3) イタリアで播種量の平均四倍の収穫に対してシキリアでは八倍の収穫を挙げ得たことが、一つには大規模な賃借経営を成立せしめる基盤となつたとも思われるが、然しそれにも拘らず、期待し得る程の収益を挙げることは相当困難であつたと思われること。従つて地代の面から見れば、*Dioles* の場合、総収穫高一七・七二〇 HS に対して、六・〇〇〇 HS、



即ち約五分という驚くべき低廉な地代であり、前述の如く大して有利とも思われない賃借経営に於て、かかる低廉な地代にも拘らず、豊富に土地を提供し得る大土地所有者がその背後に存在したことが第一条件であつたと考えられる。

而うしてここでまず以て考うべきは、大規模経営の担手たる彼ら賃借者階層が、(1)(2)の条件を満し得る者でなければならぬという点である。これらの条件を満し得る者として、彼等が如何なる所から発生したか。即ち賃借者階層の出自が問題である。従つてこのことは又、如何なる理由に基いて賃借経営が発生し得たかを問うことにもなる。然し残念ながらこの点に関しては、ケケローを始めとして、その他如何なる史料にもその記載を見ることが出来ない。ケケローは「アジア、シリア、アレクサンドリアから来る凡ゆる船舶は、彼 (Verres) の手下たる一連のスパイや番人達の特種な組織によつて、悉く捕えられ、船乗り達は石切場に投げ込まれ、あげくの果、船及び商品はウエルレースのもとに運ばれた。…かくて彼等は彼から逃れるためにその積荷—Tyris 産の紫貝、香料、麻織物、寶石、ギリシア産の葡萄酒、アジアの奴隸—の一部を彼に献じた」と、当時のシキリアに於ける海上貿易の姿を伝えている。従つて Scramuzza が「奢侈品は恐らくこの島の主要輸入品であつた。富めるシキリア人達 (wealthy Sicilians) はこれを求めて海外に旅行しさえした」と述べる如く、或は海上貿易によつて富裕となつた者が、その富を土地に投じた場合があり得たかも知れない。或は又中農層にして、その蓄積せる富を投じた者、更には又以前大土地所有者にして、反乱後間接的な賃借者に転じた場合があり得たかも知れない。然しいずれの場合にせよ、単なる想像の域を出せず、要するにこの間の事情に関しては全く不明であると言うより他はない。然しここで、彼等の出自がいづれであれ、大土地所有者としてではなく、借地人として存立せしめた事情につき、ケケローの次の記述に注意せねばならない。即ち Palermo 市の Diocles が Segesta 市領内に土地を賃借していたこと。これに類似のものとして、Leontini 市に於ける公有地の賃借者の中で Leontini 市に属するものは唯だ一家族にすぎず、最も多数を占めていたのは Centuripae 市民であつた例が見られる。<sup>(註45)</sup> ここから明らかな如く、

借地形態としては他都市に土地が求められている。所がキケローは、彼等が他都市で土地を持つ場合、所有者としてではなく、借地人としてしか存在し得なかつた理由に關して、「彼 (Diocles) は Segesta に耕地を持つているが、これは賃借地である。というのは Segesta 市民以外には自由な私有地を持つことが出来ないからである」と述べる<sup>(註4)</sup>。従つてここから判断する限り、Segesta 市は他都市市民の土地私有を禁じ、たとえ土地を購入して大土地所有者たらんとしても、借地人となるより他はなかつた事情が知られる。然らば何故に他市民に土地所有を禁じたか。恐らくそこには何らかの事情があつたと思われるが、この記述だけでは、この間の事情に就いて明らかにし得ない。一方他都市に土地を求めるに際して、例えば、Centuripae 市民の如きは Leontini の他に尚 Aethna にも多くの土地を賃借している<sup>(註4)</sup>。然しこれ又不幸にして、Centuripae 市民が何故にあえて他都市に土地を求めるに至つたかは明らかにし得ない。但しこの場合、これほど大規模に他都市に土地を求めたのは、キケロー文中に表れる限りでは、これを以て唯一とする。従つてかかる現象がシキリアを通じて一般的であつたとは考えられず、恐らく Centuripae 市には何か他市とは異つた特殊事情が存在したのもと思われる。

従つてここから見る限り、何らかの形で蓄積された富を土地に投じて大土地所有者たらんと欲したにも拘らず、他都市民は土地を所有することが出来ないという事情に應じて、やむなく賃借人として存立するに至つたとして、大規模な穀物生産の有利性と併せて、シキリアに於ける賃借経営成立の基盤をここに求め得るかも知れない。然し、もし然りとするならば、自都市に土地を求めずして、他にこれを求めたことを如何に解するか。も早や自都市で土地を求め得ないほど、大土地所有が伸展していただであらうか。だとすれば当然まず以て自都市で賃借地を求むべきではないか。当時大土地所有が帝政期イタリアに見られたほど発展したものでなかつたことは既に指摘した所から明らかである。第三には、地代が穀物生産とはいえ、五分という驚くべき低廉さであつたこと。大土地所有者が自から経営せず、低廉な地代で土地を賃貸す

るに至つた理由は何か。ともあれ以上の如き事情を併せ考えるに、他都市民の土地所有禁止を以て、賃借経営成立の基盤とみなすには、たとえそれを完全に否定出来ぬにしても、尚多くの疑問を残すものと言わねばなるまい。だとすれば吾々は大規模な賃借経営を成立せしめた究極的基盤ともいふべきものを、尚その背後に考えざるを得ない。

## (五)

吾々は先に賃借経営を成立せしめた諸条件として、(1)相当程度の資本と豊富な経験及び熱心さを持つ賃借者の存在、(2)期待し得る程ではないとしても、かなりな利益を挙げ得るだけのシキリアの肥沃さ(勿論天候の急変やウェルレス事件の如きがない場合)、(3)低廉な地代にも拘らず、豊富に土地を提供し得る大土地所有者の存在、を指摘した。然らばかかる諸事情に立脚し、大土地所有に代つて賃借経営を登場せしめたものは何であつたか。

マルクスはこのシキリアに於ける賃借経営に關し、資本論第三卷四七章で、「古代に於て(資本主義的農業の)形式的類似(eine formelle Analogie)はイタリア一般には認められず、ただシキリアに見い出されるにすぎない。何故なら、ローマに対する農業的貢納国(agrikoles Tributland)として存在し、その故に農業が本質的に輸出に方向づけられていたからである。そこには近代的意味での小作農業者達も存在していた」と述べる。ここで注目すべきは、賃借経営者が「近代的意味」での小作として扱えられ、かかるシキリア農業が輸出に立脚していたこと、それが資本主義的類似性を方向づけるものとされていることである。確かに、上に検討して来た所から見ると、奴隸制に立脚していたという点を除けば、その経営原理に於て彼等借地人階層が近代的意味での小作農業者に近い型として表れていることは、マルクスの指摘を待つまでもない。ローマに貢納国として多量の穀物を輸出せねばならぬ以上、不馴れた大土地所有者が自から経営するよりは、むしろ諸施設を備え得るだけの多くの資本を持ち、豊富な経験と、大土地経営を有利に導かんとする熱心さ

を持つ賃借者にその経営管理をまかせ、十分の一税を確保し、より多くの収益を挙げることを方を選んだであろうことは、およそ疑いを入れない。

然しそれにも拘らず、大土地所有者が僅か五分という驚くほど低廉な地代で土地を貸し与えたのは如何なる理由によるのであろうか。穀物輸出に方向づけられ、より多くの利潤を求めて土地の経営を任せたとするならば、たとえ十分の一税をも任せ、且つ又穀物生産の収益がそれほど多くはなかつたとはいえ、僅か五分程度の低い地代を得て満足せねばならなかつた理由は一体何処にあつたか。ここに於て決定的に重要なことは、奴隸反乱を契機として、史料の記載が大土地所有者から賃借経営へと移行しているということである。従つてここから判断する限り、賃借経営の成立は少くとも奴隸反乱以後であつたと見て差支えなく、吾々はここに、先に挙げた諸条件を満すものとして、シキリアが貢納国としてローマに穀物を送らねばならなかつたということの他に、尚もう一つの決定的な重要性をもつ動きを見ることが出来るのではあるまいか。

即ちここに於て注目すべきは、奴隸反乱を機とした「大土地所有者—奴隸」なる経営様式から、「大土地所有者—賃借経営者—奴隸」なる系譜への移行である。而してこの系譜たるや、ただ単に貢納国としての性格によつて規制されたものでは決してなく、奴隸制から小作制への方角、即ち奴隸制矛盾の展開方向を示す一過程を意味するもの以外のなものでもない。Damophilosは四百人をも数える多数の奴隸を所有しながら、その経営管理を同じ奴隸身分たる villicus に任せ、奢侈の中に生活し、自からは奴隸反乱の第一の犠牲者となつた。プリーニウスはその博物誌第十八巻に於て、T. Tarius Rufus なる者が、アウグストゥス帝の寵を得て獲得した一千万 HS の財産を以て、Picenum 地方で大規模に農業をやつた結果見事に失敗した例を伝え、無思慮に土地を買ひ求めることを誡め、奴隸による大規模耕作を以て、支出大なるが故に、「最も良く耕すのはむしろ不利である」とすら言う。再度にわたる奴隸の反乱に直面し、奴隸反乱と大

土地経営失敗の危険性に怯える彼等大土地所有者は、反乱後奴隸制の再編成を行い自から経営するよりも、たとえ収益は少くとも、反乱の危険から逃れ、より安全な方向を求めたであろうことはおよそ当然とも言うべく、資本と熱心さを持つ賃借者階層の発生を待つて、奴隸反乱によつて荒廢した土地の整理、奴隸制の再編成、及びその経営を彼等に全面的にゆだねるに至つたと考えられる。かかる動きが従つて彼等大土地所有者をして僅か五分にも満たない地代を得て満足せしめる状態へと追い立てたものであらうと考えられる。従つて吾々は、奴隸制矛盾の展開過程に応じたかかる方向づけによつて決定されたもの、それがとりもなおさず賃借経営の成立であり、奴隸反乱を契機とした大土地所有から賃借経営への史料記載の移行を必然ならしめた決定的理由であつたと考へべきではないだろうか。勿論この場合、それが賃借経営者へと転化し得る者の存在（彼等の出自については全く不明ではあるが）と大規模な穀物生産の有利性を基盤として始めて明確な形で登場し得たものであつたろうことは言う迄もない。然しその背後にあつてこれを決定的たらしめたもの、それは属領としてローマに穀物を供給せねばならなかつたと言う条件と絡み合いながら、奴隸反乱を契機として表面化するに至つた奴隸制矛盾、そしてその展開方向、即ち奴隸制直接経営から小作制への方向であつたと考へることが出来るのであるまいか。

然しながらここに於て更に問題となるのは次の点である。奴隸制矛盾の激化が、スパルタクス以後共和政末期から帝政初期にかけての著しい奴隸解放の動きと、コルメルラ、プリーニウス以後の小作制の普及とから明らかな如く、一方に於て小作人たる *coloni* への依存と、他方では奴隸の解放をもたらしたことは周知の通りである。然るにシキリアの奴隸反乱にあつては、このいずれも見られず、別に賃借経営なる方向をとつてゐる。否それのみならず、逆に奴隸に対して武器に類する物一切の携帯嚴禁を始めとして抑圧策がとられている。一体このシキリアの奴隸反乱が、奴隸の解放及び小作制を生み出すことなく、別に賃借経営をとらねばならなかつた理由はどこにあつたか。

この間の事情は既に検討し来たつた所から明らかである。一言にして言えば、それは当時大土地所有の集中がそれ程進行していなかつたということである。大土地所有の進展が、中・小土地所有の減少を伴いながら、(1)自由身分の者を零細小作人として採用するか、或は(2)奴隸に家庭を与え、農具家畜を所有せしめて、生産物の一部を自らの手に収め得る小作奴隸 (*servus quasi colonus*) に変じたり、奴隸を解放して小作させる方向をとるに至つたことは周知の通りである。

然るにこの時代にあつては、既に見た如く、大土地所有はそれ程進展して、このことは、中・小土地所有の没落、換言すれば零細小作制を生み出す基盤ともなるべき、その担い手の缺如を意味するものとも考えられ、一方、奴隸に家庭と農具家畜を与えて小作せしめるほど奴隸制矛盾の激化が見られず、この反乱が究極的に奴隸の解放及び零細小作制へと導かなかつたことは、要するに、それを生み出すだけの奴隸制矛盾の激化とそれに伴う奴隸自身の経済的力の蓄積とがその背後に未だ存在するに至つていなかつたと考えてもよからう。奴隸反乱の危機に直面した奴隸制大土地所有は、その止揚形態たる零細小作制、更にはコロナート制に転換し得る程には発展しておらず、かかる条件が、尚依然として奴隸労働力に立脚しながらも、奴隸反乱を契機として大土地所有から賃借経営を成立せしめるに至つたと考えることが出来るのであるまいか。

然るにかくして成立したと考えられる賃借経営はその後帝政初期に至つて小作制に道を譲つている点に、尚吾々は注目せねばならぬ。共和政末期から帝政期に入り、シキリアにイタリア在住のローマ人の大土地所有が進展する時代になつて(キケロー時代の不在地主としては、僅かに四名が数えられるにすぎない)、小作制が次第に普及したと考えられ、特に四世紀以後になると、大土地所有制は『総小作人 (*conductores*)—零細小作人 (*coloni*)』を持つ経営に変つて<sup>(註1)</sup>いる。賃借経営が巨大な規模を持つ穀物畠で奴隸を使用して有利に経営し得るためには、非常に豊富な熟練と熱心な監督とを必要とし、而もそれから挙る収益が期待し得るほどのものでなかつたことは既に見た所である。それ故この経営がウエルレー

ス事件の如きがない場合、或る程度の恒常的利益は挙げ得たにせよ著しく不安定であつたことは、その後の零細小作制の発展、更にはウェルレースの誅求による彼等の転業から見て明らかであろう。従つて不安定なものにも拘らず、これを普及せしめねばならなかつた点に問題があり、単に資本主義的方向に於てのみならず、奴隸反乱に伴う奴隸制の再編成、これが究極に於て、反乱の危機に直面した大土地所有者をして、自らは僅か五分の地代に満足しながら、上に検討して来たような諸事情に應じて、その不安定性にも拘らず、賃借者階層を別に成立せしめるに至つたと考えられる。かく見るならば、賃借経営の成立は、要するに大土地所有の奴隸制直接経営から奴隸制崩壊に伴う零細小作制、更には彼等の自由の喪失と奴隸の上昇による所謂コロナート制への過程に於て、奴隸反乱の生み出した過渡的段階であつたと見ることが出来るのではないか。

以上を以て前二世紀のシキリア奴隸反乱後の大土地所有制の検討を一応終るが、要するに、この反乱は前二世紀という相当早い時期にも拘らず、賃借経営なる小作制的方向を既に生み出して居り、結果的に見れば、この反乱は *Danophilos* 的直接経営の没落とそれに伴う賃借経営成立の点に於て、或る意味では奴隸制秩序を揺り動かし、奴隸制社会の矛盾をより一層明確化したとも言い得よう。

このように把えるならば、シキリアでの反乱が零細小作制及び奴隸の解放こそ生み出しはしなかつたが、既に小作制的方向をとつてゐること、更にこの反乱に続くスパルタクスの乱後、共和政末期から帝政初期にかけて、解放制限令が遂にアウグストゥスによつて出されるに至つた程、奴隸解放の著しい増大が見られること、而もこの反乱のいずれも共和政期に起つてゐることから、かかる動きをローマ奴隸制史上如何に評価するかが更に次の重要な課題となるが、紙面の都合上この検討は後日を待ちたい。

- 註① The Cambridge Ancient History, vol. II, P. 14; H. G. Liddell, A History of Rome from the earliest time to the establishment of the Empire, P. 563.
- ② Liddell, op. cit., P. 449.
- ③ The Cambridge Ancient History, vol. II, P. 14.
- ④ Liddell, op. cit., P. 563; 564.
- ⑤ Saltau u. Strehl, Grundriss der alten Geschichte, Bd. II, S. 234; J. Carcopino, La Sicile agricole du dernier siècle de la république Romaine, Vierteljahrsschrift f. Sozial-u. Wirtschaftsgesch., Bd. IV, 1906, P. 160.
- ⑥ N. A. Maschkin, Römische Geschichte, 1953, S. 298ff. Vgl., Mischulin, Spartacus.
- ⑦ Cf., M. Pellison, Roman Life in Pliny's Time, 1897, P. 81.
- ⑧ Carcopino, op. cit., P. 157.
- ⑨ Ibid., P. 158.
- ⑩ Ibid., P. 159.
- ⑪ Strabo, VI, 2, 6.
- ⑫ Ibid., VI, 2, 6.
- ⑬ Carcopino, op. cit., P. 159.
- ⑭ Livius 24 「二三の職業にしが得ることを期待から、特に土地を持つことが出来るという見込みを抱いてシキリアに移住した」ローマ人及びその同盟者に関して誌すが、然し他方彼等の不法土地占拠に対して Scipio は命令或は裁判によつて彼等を追ひ払つた例を伝える (Livius, 29, 1, 16)。
- ⑮ Strabo, VI, 2, 6; Diodorus, 34, 2, 27.
- ⑯ Sil. stal., 14, 23-26; Strabo, VI, 2, 6.
- ⑰ Columella, De re rustica, III, 3, 4; Cicero, Verr., I, 3, 112; Varro 均種糧量の十倍を産する地域がイタリアに於てひろく存在する。又 Carcopino はシキリアの Leontini に實際の生産高は十四倍位と算定する。然し一説には「平均して種糧量の四倍」ただトスカの二三の平野のみは十倍、十四倍、シキリアは凡そ八倍をあたふ」と云ふ。ホルメンタの言葉が最も突如である。Vgl., Salvini, Der Kapitalismus im Altertum, 1922, S. 157.
- ⑱ V. M. Scramuzza, Roman Sicily (Econ. Survey of Anc. Rome, vol. III, 1937), P. 350. Scramuzza は強欲期シキリアは全イタリア需要の1・5%を供給してゐたと算定する。
- ⑲ Ibid., P. 246. 但し彼が Carcopino 説批判の「根拠」として一九三三年の統計数字をあげてゐるのは領けなからず。
- ⑳ Cicero, Verr., I, 2, 36.
- ㉑ Cicero, Actio in Verrem (本論文とは専ら Loeb 版を使用) 尚ハハルローヌに關しては G. Stevenson, art., "Verres", Oxf. Class. Dict.; P. Myers, Rome, its Rise and Fall; E. Boak, A History of Rome to 565 A. D., pp. 211-2; Scramuzza, op. cit., P. 248 ff.



- ②⑧ Cicero, Verr., II, 2, 27.
- ②⑨ Cic., Verr., I, 3, 56.
- ②⑩ Ibid., I, 3, 55.
- ②⑪ Ibid., I, 3, 93; 61-63; 63, 60; 5, 15; 3, 36; 5, 165; Cicero, Ad Fam., 13, 38.
- ②⑫ Diodorus, 45, 30.
- ②⑬ Scramuzza, op. cit., P. 318.
- ②⑭ Cic., Verr., II, 3, 67-68.
- ②⑮ この両文書は一般に《Alimentartafel》(扶養表)と呼ばれ、トラヤヌス帝がイタリア都市の土地所有者に対して、その土地を担保として金を貸し、その元金の五分に当る利子を以て、貧困子女の養育にあつたもので、当時の土地所有の状態を示す最上の史料と見なせる。Westermann, "Sklaverei", P-W-R-E, Suppl., VI, S. 1025ff; G. Carl, Die Agrarlehre Columellas, Vierteljahrschrift f. Sozial-u. Wirtschaftsgesch., XLV, 1926, S. 21ff.
- ②⑯ Liddell, op. cit., P. 563.
- ②⑰ G. Carl, a. a. O. S. 24.
- ②⑱ Cicero, Verr., II, 3, 53-54.
- ②⑲ Plinius, X, 8. 彼はこの書簡で皇帝に三十日の賜暇を求め、新しい小作人 (novus colonus) と契約を結び「葡萄の剪定を行わんとしたことを述べているが、その際在来の小作料は年四十万 HS 以上であり、而も「新しい小作人」は単数で書かれている所から、この小作人は恐らく請負人
- ②⑳ 租税の徴収を怠らぬと思われ、相当大規模な小作(但し葡萄の栽培)を行はねばならぬからである。
- ㉑ Cicero, Verr., II, 3, 112.
- ㉒ Carcopino, op. cit., P. 171.
- ㉓ Cicero, Verr., II, 3, 53-54.
- ㉔ Ibid., II, 3, 93.
- ㉕ Ibid., 3, 55.
- ㉖ Cato, De Agricultura, I, 3: 4-12; 6: 65; I, 144, 8: 146; 3: 13; I, 64; I, Varro, Res rusticae, I, 17, 2: vgl., H. Gummert, Der römische Gutsbetrieb, 1906, S. 25ff; S. 62ff.
- ㉗ Cicero, Verr., II, 3, 93.
- ㉘ Scramuzza, op. cit., P. 284ff; Carcopino, op. cit., P. 144. この文書は Rostovtzeff 博士(1911)・H. HS ヲホフ (P-W, VII, s. v. "Frumentum", 146)。
- ㉙ Scramuzza, op. cit., P. 326. 《...it would appear that he made a handsome profit ...》
- ㉚ Westermann, a. a. O. S. 1010.
- ㉛ Varro, II, 3, 11.
- ㉜ Columella, I, 7, 6-7. 《...genus agri... frumentarium... maxime vexant... servi...》
- ㉝ Cicero, Verr., II, 5, 145-146.
- ㉞ Scramuzza, op. cit., P. 304.
- ㉟ Cicero, Verr., II, 3, 108; 107; 114.

- ④ Ibid., I, 393. 《arabat is agrum conductum in Seg-estano, nam commercium in eo agro nemini est》
- ⑤ Ibid., II, 3. 108.
- ⑥ K. Marx, Das Kapital, Dietz Verlag, 1953, Bd. III, S. 837.
- ⑦ Plinius, N. H., VIII, 6. 《bene colere necessarius est, optime damnosum》
- ⑧ この点に関しては後日発表する予定である。
- ⑨ Scamuzza, op. cit., P. 367. 村川堅太郎氏「羅馬大土地所有制」社会構成史体系(2)頁一四九。

**The Servile Revolts and Large Estates in Roman  
Sicily under the Republic**

By N. Baba

In this article, I concentrated my attention chiefly on the large estates after the servile revolts. The most remarkable phenomenon is that the leased-land system extended on an extensive scale. Studying Cicero's *Actio in Verrem* and others, I found that: ① this system extended rapidly after the revolts; ② the tenants employed yet many slaves on a large scale; ③ the rent was astonishingly low—less than five percent, etc. From these points, accordingly, it is evident that this system was applied only as a temporary means to settle the troubles of slavery after the revolts. That is why this system was abolished rapidly after the case of Verres, I suppose.